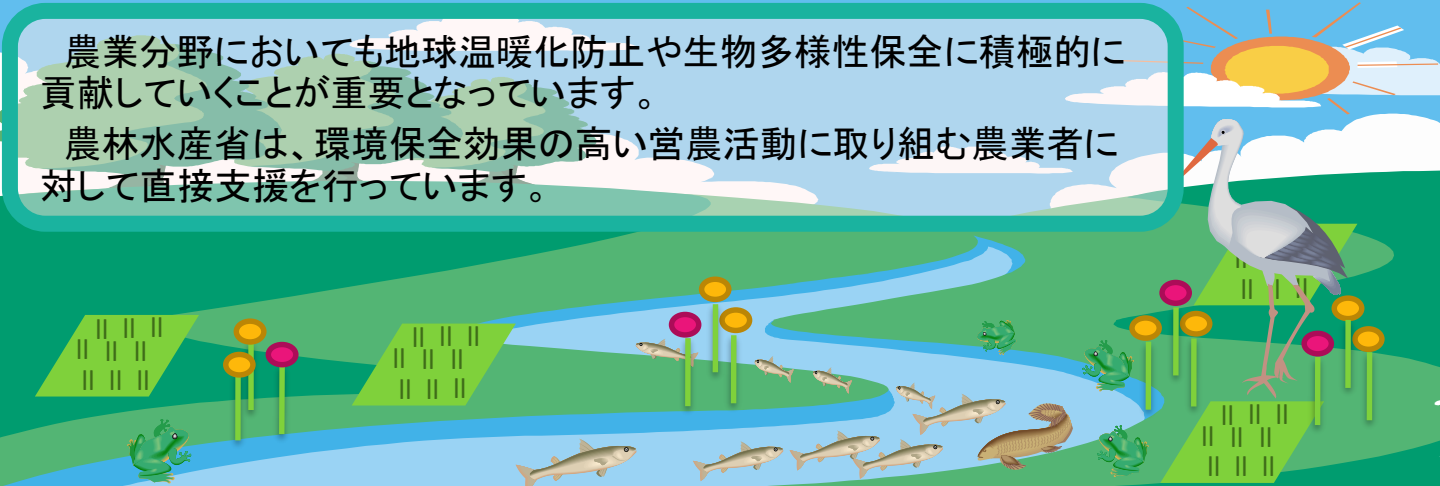


令和3年度 環境保全型農業直接支払交付金の概要

農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。

農林水産省は、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して直接支援を行っています。



1 対象者

農業者の組織する団体、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援対象となるには、次の要件を満たしてください。

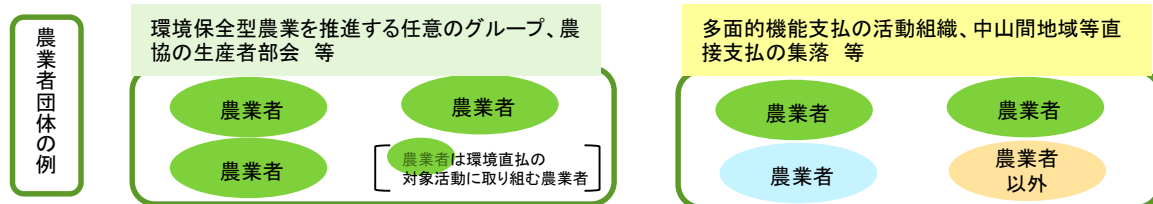
- ① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ② 国際水準GAPを実施していること(注)

(注) 国際水準GAPに関する指導・研修を受け、GAPを実施し、「GAP理解度・実施内容確認書」を提出していただくことが必要となりますが、民間団体による第三者認証を取得している場合などは、「指導・研修」や「GAP理解度・実施内容確認書」の提出を省略できることがあります。

(1) 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の实情に応じた方々により構成される任意組織が対象となります。

※農業者の組織する団体(以下「農業者団体」といいます。)は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。



(2) 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者(個人・法人)は、以下のいずれかの条件に該当して市町が特に認める場合に対象となります。

① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動(以下「対象活動」といいます。)の実施面積が、耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者(土地利用型作物以外については2割以上となります。)

② 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

対象活動の実施を推進する活動(推進活動の実施)を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施する農業者

③ 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)

2 支援対象取組

※取組の実施に伴うコストを国、県、市町が2:1:1の負担割合で支援します。

表. 支援対象取組(地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組)

対象取組	支援単価
堆肥の施用	4,400円/10a
カバークロップの作付け	6,000円/10a
リビングマルチ (小麦・大麦・イタリアンライグラスの種子を使用する場合)	5,400円/10a (3,200円/10a)
草生栽培	5,000円/10a
不耕起播種	3,000円/10a
長期中干し	800円/10a
秋耕	800円/10a
有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業に取り組む場合)	12,000円/10a (+2,000円/10a)
有機農業(そば等雑穀・飼料作物を作付けする場合)	3,000円/10a
江の設置 (作溝未実施の場合)	4,000円/10a (3,000円/10a)
冬期湛水管理 (畦補強未実施の場合) (有機質肥料未施用の場合) (有機質肥料未施用、畦補強未実施の場合)	8,000円/10a (7,000円/10a) (5,000円/10a) (4,000円/10a)
IPMと組み合わせた畦畔の機械除草及び長期中干し	4,000円/10a
IPMと組み合わせた畦畔除草及び化学合成農薬不使用栽培	3,000円/10a

注

- ・ 交付金は、申請面積全てではなく、取組面積(畦畔等を除いた実施状況確認後の面積)に応じて交付します。
- ・ 予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額が予算を上回った場合は、交付金が減額されることがありますのでご承知ください。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金と重複申請は可能です。
- ※ただし、中山間地域等直接支払の集落協定で表の支援対象取組を指定しない、環境保全型農業直接支払と多面的機能支払で行う畦畔の機械除草の範囲を明確に区分する必要があります。

(1) 共通取組

1

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**堆肥の施用**を組み合わせた取組

《堆肥の施用の主なチェックポイント》

- C/N比(炭素率)10以上の堆肥(鶏ふん等を主原料とするものは除く。)であって腐熟したものを使用すること
- 水稲は10a当たり概ね1.0t以上、その他の作物は10a当たり概ね1.5t以上の堆肥を施用すること
- 土壌診断を実施の上、堆肥中の窒素及びリン酸の成分量を減肥した施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。また、堆肥施用量は、堆肥由来の窒素成分量が、原則として県の施肥基準等を上回らないよう適切な堆肥の施用を行うこと

2

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**カバークロップ**を組み合わせた取組

《カバークロップのチェックポイント》

- 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが確実に認められること
- 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「カバークロップ」とは・・・ 5割以上低減する取組の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組

3

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**リビングマルチ**を組み合わせた取組

《リビングマルチのチェックポイント》

- ① 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが確実に認められること
- ② 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「リビングマルチ」とは・・・ 5割以上低減する取組を行う作物の畝間に緑肥を作付けする取組

4

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**草生栽培**を組み合わせた取組

《草生栽培のチェックポイント》

- ① 購入伝票等により標準播種量以上に播種を行ったことが確実に認められること
- ② 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること

「草生栽培」とは・・・ 5割以上低減する取組を行う果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

5

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**不耕起播種**を組み合わせた取組

《不耕起栽培のチェックポイント》

- ① 主作物が麦(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)または大豆であること
- ② 専用の播種機を使用すること
- ③ 播種前に茎葉処理の除草剤を散布すること

6

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**長期中干し**を組み合わせた取組

《長期中干しのチェックポイント》

- ① 主作物が水稲であること
- ② 中干しは生育中期(6月中下旬)に14日間以上実施していること

7

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**秋耕**を組み合わせた取組

《秋耕のチェックポイント》

- ① 主作物が水稲であること
- ② 収穫後に耕起し、翌春に水稲を作付けすること
- ③ 湛水の4カ月以上前に耕起すること

8

有機農業の取組(化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組)

《有機農業の取組(化学肥料、化学合成農薬を使用しない取組)のチェックポイント》

- ① 播種または植え付け前2年以上(多年生の作物では3年以上)から使用禁止資材を使用しないこと(有機農産物の日本農林規格を参照)
- ② 石川県「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」等に定められた土づくり技術を導入していること
- ③ 周辺から使用禁止資材が飛来又は侵入しないように必要な措置を講じること
- ④ 有害動植物の防除を適切に実施すること
- ⑤ 組換えDNA技術を利用していないこと
- ⑥ 放射線技術を利用していないこと
- ⑦ 加算措置(+2,000円/10a)を受ける場合、土壌診断の実施に加え炭素貯留効果の高い有機農業(堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組)を実施すること

注 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの**認証**を取得する必要がありますのでご注意ください。

(2) 特認取組(化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と特認取組(国が承認を行った取組)を組み合わせた取組)

1

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**江の設置**を組み合わせた取組

《江の設置のチェックポイント》

- ①□ 江の延長は、畦畔に沿ってほ場区画10aあたり原則10m以上とし、10aあたり10mに満たない場合は、設置した江の長さ1mを1aとして換算する。
- ②□ 形状は「深さ20cm以上、水面幅30cm以上」又は、「深さ10cm以上、水面幅50cm以上」とすること
- ③□ 湛水の状態とする期間は原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④□ 湛水時の期間中、江に除草剤を使用しないこと

2

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**冬期湛水管理**を組み合わせた取組

《冬期湛水管理のチェックポイント》

- ①□ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられること
- ②□ 市町等が作成した地域の生物多様性保全に関する計画に即して実施される取組であること
- ③□ 石川県内の100羽以上(直前の2月1日現在)を飼養する養鶏場から半径1km以内の農地ではないこと
- ④□ 購入金額が3,000円/10a以上の有機質肥料を冬期湛水管理の取組直前または取組期間中に投入すること

「冬期湛水管理」とは… 冬期間の水田に水を張る取組

3

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**総合的病害虫・雑草管理(IPM)にて取り組む畦畔の機械除草及び長期中干し**を組み合わせた取組

- ①□ 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね3回以上行っていること
 - ②□ 中干しは生育中期(6月中下旬)に14日間以上実施していること
 - ③□ 石川県水稻IPM実践指標のうち7項目以上を実践していること
- ※ただし、中山間地域等直接支払の集落協定で表の支援対象取組を指定しない、環境保全型農業直接支払と多面的機能支払で行う畦畔の機械除草の範囲を明確に区分する必要があります。

4

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と**総合的病害虫・雑草管理(IPM)にて取り組む畦畔除草及び化学合成農薬不使用除**を組み合わせた取組

- ①□ 畦畔除草は除草剤を使用せず、草刈機などにより概ね2回以上行っていること
- ②□ 化学肥料・化学合成農薬をしようしていないこと(使用可能な資材について特例あり)
- ③□ 石川県そばIPM実践指標のうち3項目以上を実施していること
- ④□ 県の導入指針に定められている土づくりを導入しているか

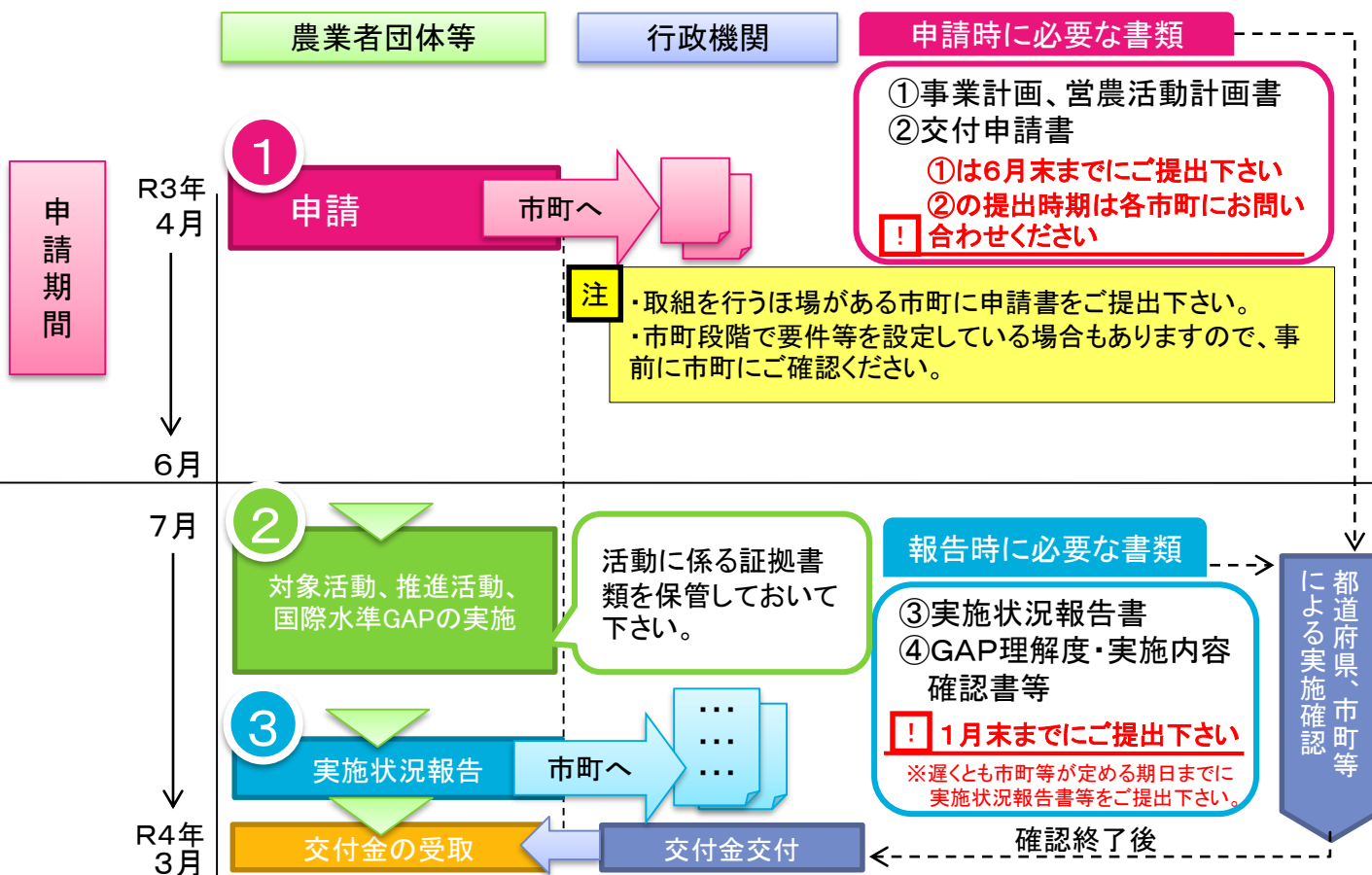
《留意事項》・農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる取組が支援の対象となります。
※生産緑地とは、市街化区域内のうち、一定の要件で指定された農地等をいいます。

3 推進活動の実施

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」(以下「推進活動」といいます。)として以下に掲げる活動のうち1つ以上を実施する必要があります。

- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
- その他(耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施 など)
詳しくは下記の問い合わせ先まで

4 交付金の交付までの流れ



注 「カバークロープ」「有機農業」「堆肥の施用」「特認取組」「5割低減」の取組のいずれかが6月30日までに終了する場合は、受付開始以降速やかに市町に必要書類を提出してください。

問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	問い合わせ先	電話番号
石川県 里山振興室	076-225-1673	津幡農林事務所	076-289-4158
南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	中能登農林総合事務所	0767-52-2583
加賀農林事務所	0761-72-8511	羽咋農林事務所	0767-22-0001
石川農林総合事務所	076-276-0528	奥能登農林総合事務所	0768-26-2322
県央農林総合事務所	076-239-1750	珠洲農林事務所	0768-82-3111

※ 北陸農政局 生産技術環境課 076-232-4131
環境保全型農業直接支援対策に関する詳しい情報は以下のアドレスに掲載しています。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html